

中小企業信用保険法第2条第5項第7号認定のご案内

千代田区では、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融機関と金融取引を行っている中小企業者で、下記の条件に該当する場合に認定を行っています。この認定を受けることにより、東京信用保証協会の保証枠が原則として広がります。

認定基準

次の条件に全て該当する中小企業者

1. **区内の中小企業者**であること。
申請者が法人の場合・・・区内に本店登記がある方
申請者が個人の場合・・・区内に事業所がある方
2. 経済産業大臣の指定を受けた「**指定金融機関**」と金融取引を行っており、**指定金融機関からの借入金残高が、全ての金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上**であること。
3. 「指定金融機関」からの**直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少**していること。
4. 全ての金融機関からの**直近の総借入金残高が前年同期比で減少**していること。

(注意事項)

- ※ 複数の「指定金融機関」の借入金残高の合計が総借入額の10%を超える場合でも対象となります。
- ※ 手形割引（商業手形）の金額は借入金残高に含まれません。
- ※ **直近とは概ね1ヶ月前までとします。**
- ※ 指定金融機関は、6ヵ月ごとに変更されますので、
中小企業庁ホームページ<金融サポート>セーフティネット保証制度
でご確認下さい。

URL=http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm

申請に必要な書類

1. 認定申請書・認定書（各1枚）
 2. 申請者の全ての金融機関の**直近分及び前年同期の総借入金残高が確認可能な「残高証明書」**
 3. 前期及び前々期決算書の次の部分「**表紙**」「**貸借対照表**」「**損益計算書**」「**借入金明細**」
 4. 前期及び前々期分確定申告書（**税務署の受付印を押してあるページのみ**）の写し
 5. 法人：商業登記簿謄本1通（3ヶ月以内のもの）
個人：確定申告を千代田区で行っていない場合のみ、特別区民税・都民税（事務所・事業所分）納税証明書1通
- ※ **申請書類は原則としてお返しいたしませんので、コピーしたものをお持ち下さい。**
 - ※ **認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。**

申込み・問合わせ先 千代田区役所 商工観光課 経営相談・融資担当
TEL 03-5211-4344

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定書

令和 年 月 日

千代田区長 殿

申請者
住 所 _____

氏 名 _____

複数の指定金融機関の場合は2段書
(他の金融機関記入欄も同じ)

私は _____ 〇〇〇〇銀行 _____ が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障を生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1、金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇銀行からの借入金残高の占める割合

10%以上あること

_____ % (A/B)

残高証明書の残高集計日
(原則として申請日の前月まで)

直近分、指定金融期間残高

A 〇年 〇月 〇日の _____ 〇〇〇〇銀行 _____ からの借入金残高 _____ 円

直近分、全金融機関残高

B 〇年 〇月 〇日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

10%以上あること

_____ %((D-C)/D×100)

2、 _____ 〇〇〇〇銀行 _____ からの借入金残高の減少率

直近分、指定金融機関残高

C 〇年 〇月 〇日の _____ 〇〇〇〇銀行 _____ からの借入金残高 _____ 円

D △年 △月 △日(Cの前年同期を記入のこと)の _____ 〇〇〇〇銀行 _____ からの借入金残高

前年同期の残高証明書の
残高集計日

前年同期、指定金融機関残高

_____ 円

3、金融機関からの総借入金残高の減少率

減少していること

_____ %((F-E)/F×100)

E 〇年 〇月 〇日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

直近分、全金融機関残高

F △年 △月 △日(Eの前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

前年同期、全金融機関残高

_____ 円

(留意事項)

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

千代田区長 殿

申請者
住 所 _____

氏 名 _____

連絡先氏名・電話
()

私は _____ が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障を生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1. 金融機関からの総借入金残高のうち、 _____ からの借入金残高の占める割合
_____ % (A/B)

A 年 月 日の _____ からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

2. _____ からの借入金残高の減少率 _____ % ((D-C)/D×100)

C 年 月 日の _____ からの借入金残高 _____ 円

D 年 月 日 (Cの前年同期を記入のこと) の _____ からの借入金残高 _____ 円

3. 金融機関からの総借入金残高の減少率 _____ % ((F-E)/F×100)

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

F 年 月 日 (Eの前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

令和 年 月 日

認定番号第 _____ 号

上記のとおり申請がありましたので、認定してよろしいかお伺いいたします。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

商工観光課長	商工融資係長	商工融資係員

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定書

令和 年 月 日

千代田区長 殿

申請者
住所 _____

氏名 _____

私は _____ が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障を生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1. 金融機関からの総借入金残高のうち、 _____ からの借入金残高の占める割合
_____ % (A/B)

A 年 月 日の _____ からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

2. _____ からの借入金残高の減少率 _____ % ((D-C)/D×100)

C 年 月 日の _____ からの借入金残高 _____ 円

D 年 月 日 (Cの前年同期を記入のこと) の _____ からの借入金残高 _____ 円

3. 金融機関からの総借入金残高の減少率 _____ % ((F-E)/E×100)

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

F 年 月 日 (Eの前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

令和 年 月 日

認定番号第 _____ 号

上記の者は、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に該当する中小企業者であることを認定する。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

千代田区長